

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

- 当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・有価証券や金銭のお預りについては、料金を頂戴いたしません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6（いわゆるクーリング・オフ）の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行では、振替決済口座又は保護預り口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当行の保護預り規定又は振替決済口座管理規定に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約のお申し出があった場合
- ・お客様が当行の保護預り規定又は振替決済口座管理規定の変更に同意されない場合
- ・やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

当行の概要

商号等 株式会社 大光銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第61号
本店所在地 〒940-8651 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
加入協会 日本証券業協会
認定投資者保護団体 加入している認定投資者保護団体はありません。
資本金 100億円（令和5年3月31日現在）
主な事業 銀行業及び登録金融機関業
設立年月日 昭和17年3月
連絡先 当行 IT・オペレーション統括部（0258-36-9817）又はお取引のある本支店にご連絡ください。

当行に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出下さい。
なお、お取引についてのトラブル等につきましては、金融ADR制度をご利用いただくことができます。

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

当行は、お取引についてのトラブル等について上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」、銀行業務に関する金融ADR機関である「一般社団法人 全国銀行協会」を利用することにより、金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

- ・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先
電話番号 0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。）
- ・一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 連絡先
電話番号 0570-017109または03-5252-3772